

## 日蓮聖人の謗法観

三 浦 成 雄

### はじめに

今日の立場に於て謗法についてみると、諸宗教の汜乱と日蓮門下に於ける信仰の混乱が民衆をまどわせ、人間生活の上に於ても、正邪の判断を誤らせたり、思考の中にも純粹性を失う傾向が見える。

民衆の中には現世利益を追求するあまり、宗教の本質を見極める事をせず、物質的、肉体的欲求を満足させる宣伝（布教）に魅かされて盲信し、欲求者の持つ観念的な知識によって正邪の判断を下し、自己の中で納得してしまうのである。又、日蓮門下に於ても、本尊を誤り、又教義を逸脱し、雜乱勧請によって多くの守護神信仰を肯定し、法華信仰の純粹性、日蓮聖人の宗教、ひいては釈尊隨自意の教説に違背した現象をみるのである。

このような現象は、一般論的な倫理、道德の生活の場に於ても法律や種々の規則を破る事への罪意識を低下させ、人間としての根本的な正邪、善悪の判断を見失う結果をもたらす危険性が生まれてくるのである。

この論題を掲げた理由は以上に述べた所に依るのであり、倫理、道德を内在する仏教、その中にも日蓮聖人の信仰と、絶対唯一の教法から謗法について考察してみたいと思う。

一、国の謗法化とその根源的理由

謗法は仏法を謗る意であるが、日蓮聖人の場合、正法である法華経を謗る所から出発している。

清澄寺での修学の中で、「妙法尼御返事」に、

「此度いかにしても仏種を植え、生死を離るる身とならんと置いて候いし程に、皆人の願わせ給う事なれば、阿弥陀仏を憑み奉り、幼少より名号を唱へ候いし程に、いささかの事ありて此の事を疑いし故に一つの願を起す。日本国に渡れる処の仏教並びに菩薩の論と人師の釈を習い見候わばや。又俱舍宗、成実宗、律宗、法相宗、三論宗、華嚴宗、真言宗、法華天台宗と申す宗どもあまたありときく上に、禅宗浄土宗と申す宗も候なり」(定遺一五五三)

と、正法への模索が始まるのである。法華経こそ正法であるという確信は、叡山に於て得られた。

「何よりも受け難き人身、値ひ難き仏法に値ひて候に、五尺の身に一尺の面あり、その面の中に三寸の眼二つあり、一歳より六十に及ぶまで多くの物を見る中に、悦ばしき事は法華最第一の経文なり。」(慈覚大師事―定遺一七四一)

謗法こそ罪惡であり、仏法破壊の根源である事への思索は、正嘉元年から続いた天変地天との関連の中で追求されてくるのである。そして謗法となる惡法の流布が災厄興起の原因であり、それが法然であり、「撰採本願念仏集」であるとして「守護国家論」を著し、仁王経や涅槃経に示される破仏法、破国の因縁を説く比丘の出現とその邪正を弁ぜずしてそれを信受する王や王子の出現をあげ、

「見ニ此経文ニ析ニ世間安穩ニ而国起ニ三災ニ可レ知ニ惡法流布故ニ而當世随分雖レ析ニ国土安穩ニ去正嘉元年 大地大動 同二年 大雨大風失ニ苗実ニ定 喪ニ国惡法有ニ此国欺勸也。」(守護国家論―定遺一一六)

この謗法の起源を破折して

「願ノブ 日本国ノ 今世ノ 道俗捨テ 選ク 集ル 久習リ 依リ 法華涅槃ノ 現文ニ 恃ミテ 肇ス 公慧心ノ 日本記ニ 企テ 法華修行ノ 安心ト」(守護国  
家論―定遺二一九)

と、法華經を以て「選ク 集ル」を破すのである。「立正安国論」は為政者に対し謗法の禁断と正法の興隆を示し、金  
光明經、大集經、仁王經、藥師經等を挙げて謗法の位置づけをし、立正ニ 破邪ト、安国ニ 顯正トを示し

「禁ム 謗法之人ニ 重ク 正道之侶ト 國中安穩ニ 天下泰平ト」(立正安国論―定遺二二〇)

「早思ニ 天下静謚者 須ク 断ル 國中之 謗法ニ 矣ト。」(立正安国論―定遺二二三)

謗法を断ずる行為、即ち現実を改善することが急務であり、その改善によって自づから安穩な社会、即ち顯正が生  
まれるとの理念が存在しているのである。

この謗法を展開させたのが「顯謗法抄」である。謗法の罪の深い事を五逆罪との比較の中で、

「問テ 云フ 五逆罪より外の罪によりて無間地獄に墮ル ことあるべしや。答テ 云フ 誹謗正法の重罪なり」(顯謗法抄―定  
遺二五四)

と述べて、

「此經文の心は法華經の行者を惡口し、及ビ 杖ヲ 以テ 打擲セ せるもの、其後に懺悔せりといえども、罪いまだ滅せずし  
て、千劫阿鼻地獄に墮ル たりと見えぬ。懺悔せる謗法の罪すら五逆罪に千倍せり。況や懺悔せざらん謗法においては  
阿鼻地獄を出る期かたかるべし」(顯謗法抄―定遺二五五)

と、その軽重を示し、

「天台智者大師の梵網經の疏ニ 云フ 謗法者 背ト 也等ト 云フ。法に背ク が謗法にてはあるか。天親の仏性論ニ 云フ 若憎ハ

背<sup>ナリ</sup>等<sup>ト</sup>云云。この文の心は正法を人に捨さするが謗法にてあるなり」(定遺二五六)

と謗法を定義づけているのである。この定義に立脚して、華嚴、法相、三論、真言の諸宗の謗法の要因を示し、似破、能破の義に分類して、従来破折の対象として挙げた法然の選択集から、諸宗の謗法を論じて、華嚴の五教、法相・三論の三時、禅宗の教外、浄土宗の難行・易行、南三北七の五時等仏意に叶わぬ謗法を挙げてゐる。

「謗法と者法に背<sup>リ</sup>という事なり。法に背<sup>リ</sup>と申は、小乗は小乗經に背<sup>リ</sup>き、大乘は大乘經に背<sup>リ</sup>。法に背<sup>リ</sup>かばあに謗法とならざらん。謗法とならばなんぞ苦果をまねかざらん。」(定遺二五六)

更に、闡提の語をあげ、

「闡提<sup>ト</sup>者、天竺<sup>ニ</sup>の語、此には不信と翻す。不信<sup>ト</sup>者、一切衆生悉有仏性を信ぜざるは闡提<sup>ト</sup>人と見えたり。不信<sup>ト</sup>者、謗法の者なり。恒河の七種の衆生の第一は一闡提謗法常没の者<sup>ナリ</sup>。第二<sup>ニ</sup>五逆謗法常没の者なり。」(定遺二五六)

と、謗法、五逆、さらに一闡提の認識説墮獄の根源として示している。その具体的な例証として、

「詮するところ、近來の念仏者並に有智の明匠とおぼしき人の、臨終の思<sup>フ</sup>やうにならざるは是大謗法の故也。人ごとに念仏申<sup>テ</sup>、浄土に生<sup>レ</sup>て、法華經をさとらんと思<sup>フ</sup>故<sup>ニ</sup>、穢土にして法華經を行ずるものをあざむき、又又行ずる者もすてて念仏を申<sup>ス</sup>心は出來る也と覺ゆ。謗法の根本此義より出たり。」(題目弥陀名号勝劣事一定遺二九六)

と、謗法の根本由来を臨終の場に見ることを示している。

この謗法を救済する教理として法華經があり、この法華經に信順する事こそ謗法からの脱却になることを叫ばれたのである。

「妙楽大師<sup>ノ</sup>釋<sup>ニ</sup>云<sup>ク</sup>難<sup>ク</sup>治<sup>シ</sup>能<sup>ク</sup>治<sup>シ</sup>所以<sup>ニ</sup>稱<sup>ス</sup>妙<sup>ト</sup>等<sup>云</sup>。總じて成仏往生のなりがたき者四人あり。第一<sup>ニ</sup>決定性の二

乘・第二、一闍提・第三、空心者・第四、謗法者也。此等を法華經にをいて仏になさせ給ふ故に法華經を妙とは云也。」(法華題目抄―定遺三九八)

「立正安國論」による幕府への諫暁は、この、法華經に信順する姿勢によってのみ安國の実現が可能であり、謗法を許す姿勢には亡國の結果しかあり得ないと云う予言であった。文永五年、蒙古の牒状が寄せられ、この予言が現実化した時点で於て、「安國論副状」のごとく、日本國を守護する諸大善神の志によってこの危機がおとずれたと断言し、「安國論御勸由來」には、謗法行為の凶悪が増長している事実を述べられている。翌文永六年には「安國論奥書」を著して、

「此書有徴文也。是偏非日蓮之力、法華經之眞文、所至感応歎。」(四四三)  
と、正法安國、謗法墮獄を改めて確信されたのである。

文永七年の「善無畏三蔵抄」には大日經が法華經に勝れると云う謗法、大日如来は教主釈尊に勝れると云う謗法をあげて、当世の学者が仏の本意たる法華經に背く謗法を強く責めている。

以上佐渡御流罪迄の遺文をとおして、日蓮聖人の、謗法に対する姿勢を眺めたが、正法法華經の位置づけの上にて、謗法を助長した法然の「選択集」、法華經の教理からみた小乗、権大乘の諸宗の謗法義をあげて救國の条件としたのである。

## 二、末法の機類としての謗法

竜の口の法難に及んだ日蓮聖人は、伊豆及び小松原の法難を経る中で、御自身が仏勅を蒙った仏使としての自覚を高めていかれるのである。それは不輕菩薩との脈絡のなかで高められるのである。「数々見擯出」の文は、二度の王

難を体験されて証明された。

佐渡御流罪は日蓮聖人と弟子檀那にとって壊滅的な打撃であった。少輔房やこのの尼等日蓮聖人への不信、法華経への不信を抱いた人々に対する真の加護、真の救済を示すことが上行日蓮としての責任でもあったのである。

「末代には五逆の者と謗法の者は十方世界の土のごとしとみへぬ」（法門可被申様之事―定遺四四六）

この書は佐前の御書として掲げられているが、株橋日涌師は、台密批判、殊に雑乱天台、純正天台の意、今の天台は真言に下ること、真言宗名の削除を示して今の台徒を難ずること、当今山徒の不覚、禪、念仏に同ずる台徒の非の六つの理由を挙げて佐渡の書であると係年について指摘されている。慈覚、智証、安然への批判は佐渡に至ってはじめてみられる事から、この書は佐渡でなければならぬ。

「日本一州上下万人一人もなく謗法なれば大梵天王帝桓並ヒ天照太神等隣国の聖人に仰せつけられて謗法をためさんとせらるるか」（法門可被申様之事―定遺四五四）

の如く、佐渡に至ってわが国と衆生を「謗法」の位置づけの中から論じられている事に注目するのである。

この謗法観の出発は、日蓮聖人の佐渡流罪によって示された自己の宿罪深重の凡夫感によるものであった。

佐前に於ける謗法観は、他から受ける謗法化であり、受動的謗法観であるのに対して、佐渡に於ては、宿世の謗法を背負っている国と衆生であると云う能動的謗法観である。この宿世の謗法には自業（不共業）と共業とがあり、自業は日蓮聖人御自身の宿世の謗法罪であり、共業は、宿世に於て他の衆生と共同して造った謗法罪で与同罪である。

竜の口の法難から依智の館への内省的な思考の中で、天変地天等の三災七難が起る現象は、この宿世共業の所感であり、又日蓮聖人御自身の折伏弘通によって受ける種々の迫害は、宿世自業の所感である、と云う判断に立たれたのである。日蓮聖人自らが、宿世においては、法華経の行者、真の弟子としての自覚を得ず、妙法の功德力に浴するこ

とを得なかつた過去世においては、恐らく限りない無量の謗法罪を犯していた事であろうと自覚されたのである。

「御教はさる事に候へども、これには一定と本よりごして候へばなげかず候。いままでの頸の切ぬこそ本意なく候へ。法華經の御ゆへに過去に頸をうしないたらば、かゝる少身のみにて候べきか。又数々見擯出ととかれて、度々失にあたりて重罪をけてこそ仏にもなり候はんずれば、我と苦行をいたす事は心ゆへなり。」（土木殿御返事―定遺五〇三）

と述べられ更に、

「涅槃經に転重輕受と申法門あり。先業の重き今生につきずして未來に地獄の苦を受べきが、今生にかかる重苦に値候へば、地獄の苦はつききて、死候へば人・天・三乘・一乘の益をうるの事候。」（転重輕受法門―定遺五〇七）とあり、開目抄に至つて、宿罪について更に委細に述べられてくるのである。

「疑云、いかにとして汝が流罪死罪等、過去の宿習としらむ。答云、銅鏡は色形を顯す。秦王駿偽の鏡は現在の罪を顯す。仏法の鏡は過去の業因を現す。……我無始よりこのかた悪王と生て、法華經の行者の衣食田畠を奪とりせしことかずしらず。当世日本国の諸人の法華經の山寺をたうすがごとし。又法華經の行者の頸を刎ること其数をしらず。此等の重罪はたせるもあり、いまだはたさざるもあらん。果も余残いまだつきず。生死も離時は必此重罪けしはてて出離すべし。功德は淺輕なり。此等の罪は深重なり。權經を行せしには此の重罪いまだをこらず。鉄を熱くにいたうきたわざればきず隠れてみえず。度々せむればきずあらわる。麻子をしばるにつよくせめざれば油少がごとし。今ま日蓮強盛に国土の謗法を責れば此大難の來は、過去の重罪の今生の護法に招出せるなるべし。」（開目抄―定遺六〇一）

この自業及び共業の謗法を破折する行為のなかで必然的に難が起るのであり、宿業が現われることこそ成仏の要因

が現われることになる」と示されているのである。

末法の衆生の機類としての位置づけは、この謗法者としての立場にあり、下根劣悪愚人未下種の謗法の人こそ末法の正機であることを、

「されば正法には教行証の三俱に兼備せり。像法には有<sub>レ</sub>教行<sub>一</sub>無<sub>レ</sub>証。今入<sub>ニ</sub>末法<sub>一</sub>有<sub>レ</sub>教<sub>一</sub>無<sub>レ</sub>行証<sub>一</sub>在世結縁<sub>一</sub>者無<sub>ニ</sub>一人<sub>一</sub>。」（教行証御書―定遺一四八〇）

と、愚者の機根を挙げ、

「答<sub>ヲ</sub>曰<sub>ク</sub>於<sub>テ</sub>末法<sub>一</sub>者大小権実顕密共<sub>ニ</sub>有<sub>レ</sub>教<sub>一</sub>無<sub>レ</sub>得度<sub>一</sub>一閻浮提皆為<sub>ニ</sub>謗法<sub>一</sub>畢。為<sub>ニ</sub>逆縁<sub>一</sub>但限<sub>ニ</sub>妙法蓮華經<sub>一</sub>、五字<sub>一</sub>耳例<sub>一</sub>如<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>輕品<sub>一</sub>。我門弟<sub>一</sub>順縁<sub>ニ</sub>日本國<sub>一</sub>逆縁也。〔法華取要抄―八一六〕

と、国土の逆謗を挙げている。

開目抄で門弟や檀越に対して明らかにしなくてはならなかった法華経に対する不信、日蓮聖人に対する不審としてあげられた、

(一) 我が師日蓮聖人は我等末法衆生の導師として依憑すべき直実の法華経の行者であるか否か。

(二) 我が師日蓮聖人の謗法呵責の忍難折伏の弘通は末法相應の行軌であるか否か。

(三) 我が師日蓮聖人が法華経の行者とするならば、何故諸天等の加護がないのか。  
の三つの疑問は、この末法の機類を自覚することによって解決されるのである。

(一)の場合は末代の衆生が謗法者であるが故に三類の怨敵が現われるのであり、(二)の場合も、この謗法を可責する上では必ず迫害があるのであり、迫害の起る事こそが真実の行軌であり、(三)の場合も、諸天の加護は、この謗法を呵責する立場に真の加護を理解することである。



佐渡において開顯された上行自覺の書「開目抄」は末法の導師として主師親三徳の教法人を顕すことにより、「二期の大事」を明らかにして前に挙げた法華経信仰の上での疑問を解決できたのである。

開目抄が選述されて約一ヶ月後文永九年三月三十日に顯された「佐渡御書」(定遺六一四)には

「何に況んや日蓮今生には貧窮下賤の者と生れ、旃陀羅が家より出たり。心こそすこし法華経を信じたる様なれども、身は人身に似て畜身也。魚鳥を混丸して赤白二とせり、其中に識神をやどす。……我今度の重罪を今生に消して、後生の三惡を脱れんずるなるべし。」

とあって、この宿罪を「今生に消して」とする積極的な宿罪消滅の意識をみることができ、

「幸哉一生之内消滅無始謗法。悦哉未見聞奉侍教主積尊。願損我、我、国主等、最初導之。扶我、弟子等、積尊申之。」(顯仏未來記―定遺七四二)とも

「日蓮は法華経の明鏡をもて自身に引向へたるに、都てくもりなし。過去の謗法、我身にある事疑なし。此罪を今生に消さずば、未來争か地獄の苦をば免るべき。過去遠遠の重罪をは何にして皆集て、今生に消滅して、未來の大苦を免れんと勘へしに、当世時に当て謗法の人人国国に充滿せり。其上国主既に第一の誹謗の人たり。此時此の重罪を消さずば何の時をか期すべき。日蓮が小身を日本国に打覆ての、しらは無量無辺の邪法、四衆等、無量無辺の邪法、四衆等、無量無辺の口を以て一時に瞋るべし。爾時に国主、謗法の僧等が方人として日蓮を怨み、惑は頭を刎或は流罪に行ふべし。度々かかる事出来せば無量劫の重罪一生の内に消なんと謀たる大術少も違ふ事なく、かかる身となれば所領も満足なるべし。」(阿責謗法滅罪抄―定遺七八一)

このように、日蓮聖人の謗法観は、「観心本尊抄」の要法開顯という「当身の大事」が顕現されることにより、こ

の要法南無妙法蓮華經が末法の衆生と国土を救済する極小として末法の機類、謗法の人を救済する、「教弥実位弥下」の「極大（一切衆生成仏の要法たる総名南無妙法蓮華經）」なるが故に極小（末法の機類としての下根劣悪愚者未下種の位）」という成仏構造を完成せしめたのであり、この宿世の謗法が無量であり、深重であるが故に、その報いとして無量の大難に遇うのは当然であり、それを現世今生の一世において消滅するには、この深重なる宿罪（極小）に比例する最大の善根（極大）を修し功徳を積まねばならないと云う、謗法に対する姿勢となってくるのである。

「もうこの事すでにちかづきて候か。我國のほろびん事はあさましけれども、これだにもそら事になるならば、日本国の人人いよいよ法華經を謗じて、万人無間地獄に墮べし。かれだにもつよるならば国はほろぶとも謗法はうすくなりなん。」（異体同心事―定遣八三〇）

文永の役は、日蓮聖人が文永五年の蒙古の来牒以来警告を強めていた蒙古侵略の実現であった。（山川智応師は弘安三年八月、浅井要麟師は建治二年七月頃、株橋日涌師は弘安四年の蒙古襲来の前という説がある。）

ここで、これまでの謗法墮獄の見方は、謗法は要法によって救われる、「謗法なるが故に救済される」という典型を見ることができるのである。蒙古が攻めてくることこそ救済となるのであり、我が国の謗法罪は、蒙古が攻めて来ることによって消されてくるのである。

「此国の者は一人もなく五逆罪の者也。是は梵王・帝釈・日月・四天の、彼蒙古国の大王の身に入せ給て貢給也。」（一谷入道御書―定遣九九六）

に示される隣国の聖人の思想であり、

「日本一州上下万人一人もなく謗法なれば、大梵天王・帝桓竝天照太神等、隣国の聖人に仰つけられて謗法をためさんとせらるるか。」（法門可被申様之事―定遣四五四）

同じく、

「国主等其のいさめを用ずば隣国にをほせつけて、彼々の国々の悪王悪比丘等をせめらるるならば、前代未聞の大鬪靜一閻浮提に起るべし。其の時日月所照の四天下の一切衆生、或は国ををしみ、或は身ををしむゆへに、一切の仏菩薩にいのりをかぎるともしるしなくば、彼のにくみつる一人の小僧を信じて、無量の大僧等・八万の大王等・一切の万民、皆頭を地につけ掌を合わせて一同に南無妙法蓮華經ととなうべし。」（撰時抄―定遺一〇〇八）

と云う一貫した治罰救済、隣国の聖人である蒙古国が我が国の謗法を治罰することがみられるのである。

この要点から、仏法の邪正と国家の盛衰を示したのが「神国王御書」で、

「又仏法に付て国も盛へ人の寿も長く又仏法に付て国もほろび、人の寿も短かるべしとみへて候」（定遺八五五）と仏法の邪正をわきまえる事を説き、

「日蓮が眼をそろしくばいそぎ／＼御前の誓をばはたし給へ。」（定遺八九三）

と諸天の擁護を促している。これが弘安三年十二月の著「諫曉八幡抄」では、

「今八幡大菩薩は本地月氏の不妄語の法華經を、迹に日本国にして正直の二字となして賢人の頂にやどむらむと云。若爾者此大菩薩は宝殿をやきて天にのぼり給とも、法華經の行者日本国に有ならば其所に栖給べし」（定遺八九四）

と、八幡大菩薩がはっきりと要法守護の善神であることを示し、謗法救済のために加護を為すことを明確にされたのである。

この間、門弟四条金吾の主君江馬光時の謗法に対する態度について、

「国主日蓮が申事を用るならば彼がごとくなるべきに、不用上かへりて彼がかたうどとなり、一国こそりて日

蓮をかへりてせむ。上一人より下方人にいたるまで、皆五逆に過ぎたる謗法の人となりぬ。されば各各も彼が方ぞかし。心は日蓮に同意なれども身は別なれば、與同罪のがれがたきの御事に候に、主君に此法門を耳にふれさせ進せけるこそありがたく候へ。今は御用なくもあれ、殿の御失は脱給ひぬ。」（主君耳入此法門免與同罪事―定遺八三四）

と、主君に対して法華経を勧めた功德によって、金吾の與同罪は免れることを説かれ、又、安房の領家の新尼に対して送られた「新尼御前御返事―定遺八六七」にも、

「末法の始に謗法の法師一閻浮提に充滿して、諸天いかりをなし、彗星は一天にわたらせ、大地は大波のごとくをどらむ。大旱魃・大火・大水・大周・大疫病・大飢饉・大兵乱等の無量の大災難並をこり、一閻浮提の人人各甲冑をきて弓杖を手ににぎらむ時、諸仏・諸菩薩・諸大善神等の御力の及せ給ざらん時、諸人皆死して無間地獄に墮くと、雨のごとくしげからん時、此の五字の大曼荼羅を身に帯し心に存せば、諸王は国を扶け、万民は難をのがれん。乃至後生の大火災を脱べしと仏記しをかせ給ぬ。」

とあって、諸天が謗法を治罰することが説かれている。

日蓮聖人は、要法南無妙法蓮華経を受持することによって、諸天の加護を蒙り、謗法を消滅することができるとの位置づけをし、これを護持する日蓮聖人とその一類が存する限り正法日本国は保たれることを示したのである。

「御勤気ゆりぬ事御歎き候べからず候。当世日本国子細之有るべき由之を存す、定んで勤文の如く候べきか。たとひ日蓮生死不定」と雖も妙法蓮華経の五字の流布は疑無き者歎。」（富木殿御返事―定遺七四三）

とあり又、

「古も今も人の損ぜんとして善言を用ぬ習なれば終には用られず世の中亡んとする也。是偏に法華経釈迦仏の御使を責る故に梵天帝釈日月四天等の責を蒙て候也。又世亡び候とも日本国は南無妙法蓮華経とは人ごとに唱へ候はん

ずるに候ぞ。」（經王御前御書―定遺六八七）

と、その確信と弟子檀越に対する強い信仰を促したのであり、

「日本は皆人の歎き候に日蓮が一类こそ歎きの中に悦び候へ。」（蒙古使御書―定遺一一一三）  
の文は、上行菩薩日蓮としての自負をうかがい知ることができるのである。

### 三、謗法の機類こそ末法の正機

末法を破戒散心の愚人、未下種謗法の機類に置いて、その法華信仰をすすめる行者のあり方を説いたものに「四信五品抄」がある。

この書では、愚者とは過去下種の宿善なく、仏の間にももれ、見仏聞法の益にもあづからず、滅後末法に生をうけて断惑証理もかなわず戒定慧の三学も知る事ができず、鈍根薄福善根も少なく、逆謗であり、善師を遠離して悪師に親近し、悪友に好んで従い、正法に背き、そのために諸仏の化導にも漏れて、四依の弘経も叶わず十方浄土擯出の衆生を嫌われた沙汰の外の悪人、愚痴多き衆生のことである。

この極悪の機類に下種する行為は分別功德品に示された現在流通の四信と滅後流通の五品である。その四信と五品の実体は「信」であり、この信をもって根本とするのであり、四信の一念信解、五品の初随喜は、現在流通の四信を滅後に流通する時に四信五品、即ち一個の四信五品、一念信解初随喜となり、これが南無妙法蓮華経に対する我々の信行となるのである。

機類の条件として、寿量品の失心・不失心、失心の中でも久遠下種在世に失心して他土に被移の機類、滅後正像二時における被移の機類に対して、滅後正像二時に来る在世未熟の機、末法未下種の機類、初随喜五十展転の衆生の機

類、名字即の信位がそれぞれ規定され、これを満足せしめるために六度を以て三学に収め戒定慧の三学の中にも、慧の一分を取り、この慧の中にも聞・思・修の三慧の中には聞・思の二慧を取り、この二慧をも信に収めて信慧とし、初随喜品を以て名字の聞慧、一念信解を以て名字の思慧とし、名字聞思の信慧を以て末代愚者謗法の法華修行の最要となす三学六度以信代慧の信行観が示されるのである。

機類が下機劣悪なるが故に万善万行の功德聚である総要の教法が必要なものであり、機類が謗法なるが故に末法の救済が存在するのである。

日蓮聖人の謗法観は、法然の選択集によって謗法化の汚染を認識し、三災七難を経験する中で幕府を警告し、謗法の根源たる諸宗の破折によって多くの迫害を受けた。勸持品の迫害忍受の姿勢は、次第に上行菩薩として、仏使としての使命、法華経の行者として仏勅を蒙った像法の末不輕菩薩との脈略の中で高揚され、数々見擯出の明鏡を竜の口、佐渡流罪に体験せられたのである。

佐渡に於て、自業、共業の謗法罪を示され、開目抄、観心本尊抄を顕されて、末法の導師の資格を表明し、末法の要法一大秘法の総名南無妙法蓮華経を顕現され、謗法の機類にこそ成仏の資格のある事を述べられるのである。

身延期では、諸天善神が謗法を治罰するという、諸天の謗法諫誅を説かれるのである。

「日蓮が慈悲曠大ならば南無妙法蓮華経は万年の外未來までもながるべし。日本国の一切衆生の盲目をひらける功德あり。無間地獄の道をふさぎぬ。此の功德は伝教・天台にも超へ、竜樹・迦葉にもすぐれたり。極楽百年の修行は穢土一日の功に及ばず。正像二千年の弘通は末法の一時に劣るか。」（報恩抄―定遺一二四八）

と説かれている如く、如何なる謗法が出来しても総名南無妙法蓮華経の功德力によってこれを破折し、謗法の盲目を開けることこそ、真の末法救済となることを示されたのである。